

銀杏会 役員の報酬等の支給基準について

I. 理事会における法定決議事項

- ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案決定
(法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。) 第 181 条)
- ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
(理事長 : 法第 45 条の 13 第 2 項第 3 号、業務執行理事 : 法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号)
- ・ 重要な財産の処分及び譲受け (法第 45 条の 13 第 4 項第 1 号)
- ・ 多額の借財 (法第 45 条の 13 第 4 項第 2 号)
- ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任 (法第 45 条の 13 第 4 項第 3 号)
- ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 (法第 45 条の 13 第 4 項第 4 号)
- ・ コンプライアンス (法令遵守等) の体制の整備 (法第 45 条の 13 第 4 項第 5 号)
※一定規模を超える法人のみ
- ・ 競業及び利益相反取引 (法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条第 1 項)
- ・ 計算書類及び事業報告等の承認 (法第 45 条の 28 第 3 項)
- ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除
(法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 114 条第 1 項)
- ・ その他の重要な業務執行の決定

II. 決議事項の開催時期

- | | | |
|------------------------------|-----|---|
| 1. 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 | ・・・ | 6月理事会 |
| | ・・・ | 臨時評議員会の都度 |
| 2. 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 | ・・・ | 改選 (1回/2年) |
| | | 不定期 |
| 3. 重要な財産の処分及び譲受け | ・・・ | 不定期 |
| 4. 多額の借財 | ・・・ | 不定期 |
| 5. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 | ・・・ | 不定期 |
| 6. コンプライアンス (法令遵守) の体制の整備 | ・・・ | 不定期 |
| 7. 競合及び利益相反取引 | ・・・ | 不定期 |
| 8. 計算書類及び事業報告等の承認 | ・・・ | 6月の理事会 |
| | | (貸借対象表、収支計算書、貸借対照表及び収支計算書の附属明細書、財産目録及び事業報告の附属明細書) |
| 9. 理事会による役員の一部免除 | ・・・ | 不定期 |
| 10. その他の重要な業務執行の決定 (定款より) | | |
| ① 法人の業務執行の決定 | ・・・ | 不定期 |
| ② 理事の職務の執行の監督 | ・・・ | 随時 |
| ③ 基本財産の処分 | ・・・ | 不定期 |
| ④ 担保提供 | ・・・ | 不定期 |

- | | | |
|---------------------------|-----|-------------|
| ⑤ 事業計画書及び収支予算書 | ・・・ | 3月の理事会 |
| ⑥ 事業計画書及び収支予算書の変更 | ・・・ | 10月又は1月の理事会 |
| ⑦ 定款の施行細則 | ・・・ | 不定期 |
| 11. 理事長及び業務執行理事による執行状況の報告 | ・・・ | 2回／年以上 |

Ⅲ. 役員の報酬等の支給基準

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1. 理事の定数 | 6名以上9名以内 |
| 2. 監事の定数 | 2名以内 |
| 3. 理事会開催回数 | 2回／年（必須） ～ 8回／年（最大概ね） |
| 4. 役員の報酬 | 10,315円／人（所得税・復興特別所得税を含む） |
| 5. 年間報酬総額 | 165,040円 ～ 907,720円 |
| 6. 各年度の総額上限 | <u>1,000,000円（所得税等の変動を加味した額）</u> |
| 7. その他 | 交通費は、実費支給 |